

令和6年5月 河北町農業委員会総会（第5回）

令和6年5月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（3名）

浅黄 庄一 委員 東海林 伸太郎 委員 布宮 聡 委員

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（2名）

齋藤文男 委員 田川 和美 委員

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年5月27日（月曜日）午後2時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 2番 布川 峯夫 委員 3番 押野 利浩 委員

日程第2 議案の審議

報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第21号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 佐藤事務局長

それでは、お疲れ様でございます。定刻前ではございますけれども皆様おそろいになりましたので、只今より、5月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。初めに、会長から挨拶をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦労様です。何か田んぼを見ても、何とか5年水張り問題で、1度水をかけ田んぼに戻そうという動きが各地区で見られたようでしたけども、なかなかその辺、田植えだが忙しくてなかなかそっちの方まで水回せないということで、大分、苦労している方もいらっしゃるようです。田植え、大豆の播種、さくらんぼ、そしてその水張りをいかに持つていくか悩ましいところでもありますけども、お知恵を拝借しながら何とか農地に関することを進めていきたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。

今日は本当にご苦労さんでございます。

あと、私明後日から東京出張に行つて参りますので、よろしくお願いいたします。

○ 佐藤事務局長

ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。進行につきましては会長よりお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは早速進めたいと思います。日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。2番の布川委員、3番の押野委員、よろしくお願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号33番 所在地 西里字慶光寺●●、畑、ほか2筆で合計2,363㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、夫の●●さんが相続されました。取得後ですが、●●さんは経営移譲年金を受給されていますので、このあと議第18号農地法第3条の規定による許可申請についてでご審議いただきますが、使用貸借権の設定をするものです。

次に、申請番号34番 所在地 谷地字所岡●●、畑、454㎡、1筆です。所有者 ●●

さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 35 番 所在地 西里字根際山●●、畑、ほか 2 筆で合計 1,574 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、相続人である子の●●さんも平成●●年●●月●●日に亡くなり●●さんの子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に資料の 2 ページ、申請番号 36 番 所在地 谷地字置上●●、樹園地、ほか 4 筆で合計 5,844 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 37 番 所在地 大字吉田字馬場●●、畑、766 m²、1 筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 38 番 所在地 谷地字東●●、田、ほか 1 筆で合計 4,727 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、資料の 3 ページ、申請番号 39 番 所在地 大字新吉田字荒小屋●●、畑、ほか 2 筆で合計 3,274 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 40 番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、ほか 4 筆で合計 8,447 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

以上 8 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。何か皆さんからご質問ございませんか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

それでは、報第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の4ページ、報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号94番、所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか2筆で合計1,836㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第20号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に申請番号95番、所在地 谷地字桑ヶ原●●、田、ほか1筆で合計3,601㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、こちらも、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に資料の5ページ、申請番号96番、所在地 谷地字沢畑●●、田、ほか4筆で合計6,855㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、こちらも、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に申請番号97番、所在地 谷地字根際●●、田、ほか2筆で合計6,849㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業での賃借権の設定に変更するためです。

次に、申請番号98番及び99番、所在地 谷地字海老鶴●●、田、1筆、2,103㎡のうち603㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の一部の合意解約です。理由につきましては、その他状況にもありますが、登記面積2,703㎡のうち2,103㎡を賃貸借契約しましたが、面積の計算が間違っており実際は1,500㎡だったことから603㎡について解約するものです。

次に、資料の6ページ、申請番号100番及び101番、所在地 大字吉田字馬場●●、畑、ほか4筆で合計2,758.12㎡です。渡し人の●●さんと、受け人●●さんの法定相続人代表である●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、このあと議第18号農地法第3条の規定による許可申請についてでご審議いただきますが、●●さんは、経営移譲年金を受給されていますので、子の●●さんに貸すために解約するものです。

次に申請番号102番及び103番、所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、1,051㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 104 番及び 105 番、所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、1,051 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に資料の 7 ページ、申請番号 106 番及び 107 番、所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、3,659 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で他の方に貸すためとのことです。

次に申請番号 108 番、所在地 大字溝延字不動木●●、畑、1,766 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業での賃借権の設定に変更するためです。

以上 15 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。何か皆さんからご質問ございませんか。

（なし）

なければこのように進めます。

次、議第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、ここで資料の訂正をお願いいたします。資料の 8 ページ申請番号 39 番の受け人の●●さんの経営面積についての訂正です。正しくは、経営面積は 21,457 m²、自作地 19,716 m²、借入地 1,741 m²、貸付地 0 ですので訂正をお願いいたします。

繰り返します、経営面積 21,457 m²、自作地 19,716 m²、借入地 1,741 m²、貸付地 0 です。

次に申請番号 40 番ですが、申請地は未相続の土地ですので渡し人の●●さんのお名前の前に法定相続人代表とご記入をお願いいたします。そして、その他の状況の欄に所有者●●死亡とご記入をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 39 番、使用貸借権の設定です。西里字慶光寺●●、畑、1,923 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給中のためです。

次に申請番号 40 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字岩木字童子●●、田、1,288

m²のうち 825 m²、1 筆です。渡し人は法定相続人代表 ●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け人の経営面積拡大のためです。

次に、申請番号 41 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字吉田字馬場●●、畑、ほか 4 筆で合計 2,758.12 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給中のためです。

以上 3 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。39 番から順次お願いします。

○岡崎委員

はい。39 番ですが、本日の午前中に現地確認を、阿部委員のご協力のもと行って参りました。山の斜面に山菜畑と思って見て参りました。問題ないのかなと思いました。以上です。

○会長

はい。40 番よろしくお願いいたします。

○堀委員

40 番、41 番。40 番に関しては、孫の●●さんが面積を拡大したいという意向持っているので問題ないと思います。41 番につきましては現地確認に高橋委員と行ってきたんですが、さくらんぼの木とラフランスを伐採しています。そのあと何するのかなという疑問がありましたけれども、先ほど事務局から話を伺いまして、娘さんの旦那さんが、農家をやっていて、忙しくないときに、さくらんぼハウスとかを片付けるということでしたので別に問題ないかと思います。

○会長

はい。ご苦労さまでした。

何か皆さんから質問ご意見ございませんでしょうか。

だいふ町外の方が頑張るってことで、なかなか畑に関しては大変なのかなとは思っておりますけども、まず、皆さんの方からよく見ていただいて、何かあったらご指導方よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 9 ページ、議第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 3 番、売買による所有権の移転です。所在地 谷地中央四丁目●●、田、316 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さん外 1 名です。

申請事由につきましては、以前から住宅の建築を考えており、住環境の良い当該地を購入し、住宅を新築する計画ということです。

資料の 27 ページが案内図です。県立谷地高等学校の南側に位置します。次の 28 ページが字切図です。宅地と、田となっておりますが現況畑、道路に囲まれた所になります。次の 29 ページが土地利用計画図となっております。畑に接する法面は、植物を植える植生工で保護する計画です。30 ページ、31 ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。

○ 木嶋委員

午前中現地調査行ってきました。現状は、この話が進んでいるからだと思うんですけどちょっと草が生い茂っているところです。場所的には問題ないと思います。

以上です。

○ 会長

はい。ご苦勞様でした。

何か皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

なければ、次に、議第 20 号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 10 ページをお開きください。議第 20 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 11 ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が 37 件、使用貸借権の設定が 2 件、所有権移転が 1 件の合計 40 件です。

資料 12 ページ、所有権移転です。申請番号 174 番、所在地 谷地字弥勒寺●●、畑、138 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 144,927 円、総額 20,000 円です。

次に資料の 13 ページ、貸借権の設定です。申請番号 175 番と 176 番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

資料の 14 ページからは、中間管理事業による貸借権の設定です。申請番号 177 番から資料 20 ページの申請番号 213 番につきましては、中間管理事業による貸借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上 40 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。何か皆さんからご質問ご意見ございましたら、無ければこのまま進めたいと思います。

次へ進みます。議第 21 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議第 21 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

資料の 21 ページをご覧ください。

こちらは令和 5 年度の点検・評価になります。

I 農業委員会の状況につきましては、現状を記載しております。

次のページをお開きください。II 最適化活動の実施状況（1）農地の集積につきまして、②目標、今年度末の集積面積の累計 1,173 ヘクタール、集積率 66.7%という目標に対し、③実績、今年度末の集積面積の累計 1,253 ヘクタール、集積率 72.0%で、目標に対する達成率は 108.0%となりました。

農業委員会の点検結果としましては、農地中間管理機構と連携し、全地区で農用地利用調整会議を行っていること、地域計画策定のための地域での話し合いを始めたことが集積に繋がったと思われま

す。次に（2）遊休農地の発生防止・解消につきまして、②の目標、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消目標面積が 0.8 ヘクタール、次のページ、b 黄区分の遊休農地の解消につきましては、県、町、農地中間管理機構などと協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定するという目標でしたが、③実績は、a 緑区分の遊休農地の解消面積は 0.5 ヘクタール、目標に対する達成率は 61.0%という結果で、b 黄区分の遊休農地の解消につきましては、河北町耕作放棄地対策協議会において、土地改良区・認定農業者の会などの農業者団体・農業協同組合・村山総合支庁産業経済部など関係機関と話し合いを行いました、点在于る遊休農地について基盤整備事業を行うことは難しく、既存の再生補助事業の活用を継続していくという結果に終わり、工程表の策定には至りませんでした。

コメントの追加 [嶋田 愛1]:

a 緑区分：遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

コメントの追加 [嶋田 愛2]:

b 黄区分：遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

次に、イ新規発生遊休農地の解消につきましては、令和4年度の利用状況調査（農地パトロール）で新たに発生した緑区分の遊休農地のうち令和5年度に解消を確認した面積が1.1ヘクタールでした。

④その他、農地の利用状況調査につきましては、8月～9月に実施し、農地の利用意向調査は、12月に実施しております。農業委員会の点検結果としましては、高齢化等で耕作が出来なくなった農家が増加したことで遊休農地の面積が増加した。また、新たな遊休農地の地番と所有者の特定に時間がかかったところです。

(3) 新規参入の促進につきましては、②目標、新規参入者への貸付などについて農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を6.5ヘクタールとしておりましたが、③実績は公表した面積はなかったものです。参考として、新規参入は3経営体、3.5ヘクタールありました。

就農研修生受入協議会では、令和5年度イベントに参加し、1名の短期研修生を受け入れました。

次に、2最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定ですが、①の目標に対して②の実績12月、1月、2月と農地の集積の取組実績となりました。

次に25ページ、(3)新規参入相談会への参加については、年間2回の目標としておりましたが、②の実績のとおり参加の申し込みをしましたが参加人数に限りがあり、参加できませんでした。

以上のことから、農業委員会としての目標達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということになりました。この評語は、項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点に対応した評語になります。

最後の表の推進委員等の点検・評価結果につきましては、毎月の各委員さん方の最適化活動の記録から項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点に対応した評語になります。

「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が1人
「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が4人
「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が12人
という結果になりました。

農業委員会としての意見としては、成果目標については、農地の集積目標を達成することができたが、遊休農地については、新規発生面積が解消面積を上回り増加していることと、新規参入者への貸付等について所有者からの同意を得て公表した農地面積がなかったことなどから、農地の所有者への意向調査及び適正管理を促すとともに、利用意向を把握する際は新規参入者への貸付意向も確認することが必要。活動日数目標を達成するため、活動状況をこまめに記録することが必要。というふうにとまとめたいと思っておりますがいかがでしょうか。

次の26ページⅢ事務の実施状況については、ご覧の結果となっておりますのでご確認ください。
以上で説明を終わります。

○ 議長（会長）

はい、遊休農地整備は、どんどんどんどん農地パトロールをすればするほど新規の方が増えていくと。遊休農地解消に関しては本当に頭が痛い問題ですけども、何か皆さんの方

コメントの追加 [嶋田 愛3]:

宇野真一さん 14,590 m²
(すもも・さくらんぼなどの果樹を主に生産)
佐藤智直さん 14,514 m²
(ナス、イチゴなどの野菜を主に生産)
和田薫さん 6,346 m²
(さくらんぼを主に生産)
(R6.4.1 現在)

から、質問なりご意見、ご提言ありましたらお願いいたします。

はい、高橋議員。

○ 高橋委員

新規就農者を募るために県外とか東京に出向いて農業やっていない人を募集して連れてくるというような、今までの対策例が中心のように見受けられましたけれども、何か新規就農者という、その対象がちょっとピントがずれてるんじゃないかと。

要するに、農家をやってる家の子供・孫を対象に、学生時代からターゲットにして講習会とか説明会を重点的にやった方が新規就農した後、自分の家を継いでやってみよう。そうすれば自分の土地もあるし、農機具もあるし。全く新しい人が新規のところへ出向いて、土地もない機械もない、補助金だけが頼りで、なかなか生活するまでに至らなくて辞めていくというのが大半ということを見ると、ターゲット農家の跡継ぎを対象にしたような、取組に方向転換したほうがいいのかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○ 議長（会長）

この実績報告にある受け入れ協議会は、全部地元の農家の方で組織したもので、できるだけ外から連れて行きたいってことで、東京の方、以前は、仙台の方でも、とにかく外部から農業をやりたい・農業に興味があるという方を引っ張ってきたいという組織で、県外から或いは県内でも町外からできるだけ引っ張っていききたいってことで活動しているのが協議会の今の実態であって、それとは別に、例えば認定農業者の会であるとか、そういった中に指導体制ができればいいのかもしれないけども。

本来であれば、それも農業委員の仕事になるのかなと思いますけども。

○奥山代理

最近ちょっと私もいろいろとその辺感じるところありまして、受入協議会と河北町の税金で、県外からっていうお金の使い方になってるかと思うんですが、河北町にも希望のある子供さんたちなど、もしかしたらいるかもしれないので、ちょっと私が最近考えてるのが、小さいときから田んぼとか畑とかに触れていただいて、大人になったら、小さいときの思い出がよみがえって畑をしてみたいというような方ももしかしたら出るんじゃないかというのもありまして、今、農協青年部で食育活動ということで西里小学校の田植え、あとは子供園など子供への食育ということで農業に少しでも触れてもらえるように活動しています。

それをもうちょっと拡大して、一家庭でも、ちょっとした畑を手軽に作れて家族が畑に行ったときに、孫さん、子供さんなどが一緒に畑に行っちゃっても、土に触れるような機会があれば、将来、長い目で見ないといけないかもしれませんが、地元から農業後継者が現れるではないかというような今から希望を持っています。それに向けてどういう活動をしたらいいかってのはまだ目に見えておりませんが、そういう小さい子供、地元の小さい子供たちにもたくさん出てもらえるのがいいのではないかなと感じるところがありました。

以上です。

○ 会長

はい、高橋委員。

○ 高橋委員

いや、全くその通り、奥山委員の言う通りですけども、今までの食育の中で、手植えの田植えという今はほとんどやらないのに、一生に1度、例えば5年生の時に手植えしたという思い出にはなると思うんだけど、後継者を育成するという立場からすると、泥だらけで腰曲げて、農家は大変だというような経験をするわけだ。

最近もこれは大事かもしれないけど、機械に乗る体験させるとか、そういう農業は面白いか楽しいという体験も大事かなあと思うんです。

○ 岡崎委員

この度、西里小学校の田植え体験は、手植えは少ない面積にして、あとは田植え機に乗らせて、ちょっとスマートな楽しいという感想で終わったので、小学校の先生もそちらの方がいいんじゃないかということでやってみました。

○ 会長

これ、各小学校5年生が体験やってんのかな。

○ 岡崎委員

農協青年部が関わってくるのは西里小学校だけなんですけど。

○ 奥山代理

私は中部小学校の方で。

○ 布川委員

はい、私、この度、ファームひなの里で、南部小学校の5年生の田植えやらせていただきました。やはり先ほど奥山代理の言う通り、小さいうちから農業してもらおうということで、私も少しでもいいから希望を持った若い人が出てくればいいなと思って、校長先生もやって欲しいということで、やったところ、やっぱり父兄とかばあちゃんじいちゃんにもすごく喜んでもらいました。後継ぎができるのかなあと思ったら、やっぱりドローンとか新しいものを使いながら、子供たちに見せたらいいんじゃないかなあという気持ちで今やってるところでございます。

○ 会長

農業新聞なんか見ると、作って、玄米にして、イベントの時に子供たちが販売するとか頑張ってるところもありますけど、なかなかそこまで農業委員会で活動できるか。

あと、推進委員の方向かご意見ございませんか。

(なし)

では、このように報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

一応、議第 21 号まで終了いたしました。

それではこれをもちまして 5 月の農業委員会総会の方は、閉会とさせていただきます。

午後 2 時 5 1 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
